

武井たか子の 市議会報告



〒791-8025 松山市衣山2-4-47早瀬ビル2F tel. fax 924-2485 発行……武井多佳子(松山市議会議員)
武井たか子を支える会(生き生き政治ネット) http://www.takei-takako.jp/ e-mail ikiiki@cnc.e-catv.ne.jp 発行……2015年 11月 10日



t a k e i s c i t y c o u n c i l r e p o r t

「安全保障関連法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書」を提案。

2015年9月19日、参議院で集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案が強行採決されました。私たちは「言論の府」自ら言論を封じた安倍政権の暴挙に強く抗議します。

この安全保障関連法は多くの憲法学者から『違憲』と言われています。歴代内閣法制局長官、さらに最高裁判所元長官を含む最高裁判所判事経験者が違法性を指摘したことは深刻に受け止めるべきであると考えます。

8月30日、12万人の人々が国会を包囲しました。ここ愛媛でも9月12日1,200人が集まって反対の声を上げました。全国各地で世も立場も超えて安全保障関連法反対の声を上げています。このような状況にありながら、安倍首相に「右へ倣え」で突き進む現政権に、これが全体主義かと震撼させられました。戦争を体験した方々があの時代を彷彿させると反対の声を上げています。暑い6月18日、瀬戸内寂聴さんが体調不良を押して車椅子で国会前において「いい戦争はない、人殺しだ」と発言されました。この叫びにも耳を傾けない政権がどれほど「国民を守る」ことができるのか、大いに疑問です。憲法も学問も国民の声も無視する政府が「反立憲主義、反知性主義、反民主主義」と批判されるのは当然のことです。

憲法第98条「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」に照らすと、そもそも憲法違反の法案を上程すること自体問題です。さらに、国会における一貫性のない審議の中で法の矛盾や不備が次々と露呈しました。

第一は、日本が攻撃を受けていなくても他国への攻撃で国の存立を脅かす明白な危険「存立危機事態」と認められれば、自衛隊が海外で武力行使できるとしていましたが、その想定事例として上げていた中東ホルムズ海峡の機雷撤去は今の情勢では現実的なものではありませんでした。また、日本人を乗せた米艦を守る例も日本人が乗っていることが絶対的要素ではないとか、乗っていない船を守ることもあるとか、答弁は二転三転しました。想定事例が崩れ、何が「存立危機」を認める根拠なのかかわからないまま、「内閣の判断」に委ねられ、「我が国に戦禍が及ぶ蓋然性は、攻撃国の様態、規模、意思などについて総合的に判断する」という曖昧な議論となりました。

第二は、地球のどこでも米軍等の後方支援が可能になる「重要影響事態」については、「放っておけば日本が攻撃されてしまう状況」と説明し、定義が定まらず、最後は「事態の規模、態様、推移を総合的に勘案し、個別具体的に判断する」と、また時の政府の判断に委ねられました。

第三は、「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」と政府が判断すれば、派遣できる自衛隊の後方支援活動は、「現に戦闘

が行われていない場所」以外なら可能になる。ここでも後方支援は「国際的には戦闘行為に不可欠な兵たんだ」と批判され、輸送する物資にも制限がなく、核兵器もクラスター爆弾も劣化ウラン弾も法的に制限されていないという歯どめのなさが明白になりました。

今、国民の8割が審議は不十分と答えています。また、世論調査では半数以上が安全保障関連法に反対です。国民の理解も賛同も得られないまま押し進めて、自衛隊を海外に派遣してリスクを負わせることなど、断じて許されません。

大量破壊兵器があるという大義を振りかざして2003年アメリカが起こしたイラク戦争では、結局大量破壊兵器は見つかりませんでした。曖昧な情報によって子どもや女性など多くの市民が犠牲となったことを私たちは決して忘れてはなりません。参戦したイギリスでは、検証の結果ブレア首相が責任を問われて退陣に至っています。日本はどうでしょうか。いち早く賛同を宣言し、イラク特措法に基づき、自衛隊をサマワに派遣しました。国会審議で派遣自衛官の29人が自殺する犠牲を生んでいたことが明らかになりました。その説明責任は全く果たされておりません。何より大量破壊兵器という大義が失われてもイラク戦争へ加担したことへの検証さえできていません。このような責任追及もできない政府に安全保障関連法を提案する資格などありません。

今度は国際情勢の変化という大義を振りかざして、集団的自衛権を行使しようとしています。いつの時代も国際情勢が一定であるはずはなく、綱渡りのような中でぎりぎりの外交努力を行うことこそ政治に求められています。抑止力の名の下、軍拡競争と軍産複合体という負のスパイラルに陥れば、防衛費は膨らみ、世界に類を見ない超少子高齢社会への福祉予算をさらに圧迫していくことが懸念されます。『アベノミクス』の旗を掲げて、武器輸出三原則を壊し、命を危険にさらす武器産業にまでどっぷりつかろうとしている政策と背中合わせの安全保障関連法に断固反対いたします。

戦争が耐えない世界において、アメリカに追随して戦争に向かうのではなく、70年前世界に宣言した恒久平和主義を守ってきたその経験を世界に発信することこそ日本にしかできない尊い使命と考えます。以上のことから、私たちは憲法も学問も国民の声も無視して成立させた「戦争法」を廃止することを再び強く求めます。

賛成	9名(共産党2名、ネットワーク市民の窓2名、民主連合2名、フォーラム松山2名、松山を元気にする会1名)
反対	25名(自民党13名、公明党7名、松山維新の会2名、民社クラブ2名、フォーラム松山1名)
退席	7名(松山維新の会7名) 欠席(新風会1名)

毎週月曜日12:30~13:00 市駅前街頭行動継続中
ご協力をよろしくお願いいたします。

第29回伊方集会へ 2015年10月11日

四国電力伊方原子力発電所の再稼動にむけた動きが活発化しています。10月9日、愛媛県議会では、「伊方発電所3号機の再稼動に関する決議」が賛成多数で採択されました。

2011年3月11日東京電力福島第一原子力発電所事故後、「脱原発」の声は高まっています。『安全神話』に乗って、国が県が自治体が進めてきた結果が今の福島です。いまだに11万人の方々が避難を余儀なくされています。誰が責任を取っているのでしょうか。誰も責任を取っていません。この現実から目を背け、国民の声を無視して再稼動へと突き進む政治が国民を守るなんて考えられません。ですから、再稼動はありえません。この声は上げ続けていかなければなりません。

集会は伊方原発ゲート前行動の後、八幡浜市内で交流会が行われました。県内、県外各地の報告から、今後の活動について話し合いがもたれました。特に懸念されるのは、避難計画です。そもそも放射能被害で避難すること事態が問題です。それなら最大リスクの再稼動をやめるのが一番賢明な選択です。しかし、それ以前に避難計画を理解していないのではないのでしょうか。困難極まる避難というリスクを負ってまで再稼動させたいのですかという趣旨から計画を広めていく必要もあるのではないかと思います。ちなみに松山市で取るべき原子力防災は「屋内退避」で、そのことは今年配布した「防災マップ」に掲載されています。

問い合わせ先 危機管理課 TEL 948-6793



11月議会の日程

11月27日~12月17日

一般質問は11月3・4・7・8日

ぜひ、傍聴にいらしてください。

「政治力フェ」のご案内
とき…11月28日(土) 午前10時30分~12時
テーマ 教科書選定 どこが問題?
ところ…生き生き政治ネット事務所

なぜ、わが子に自衛官等募集のダイレクトメールが届くの？

毎年、自衛官等の募集のダイレクトメールが高校3年生に届くと、松山市の個人情報の取り扱いに不信感を持ち、市民から問い合わせがあります。今年は、国会で安全保障関連法案が審議されている最中だったので、より不信が高まっていました。

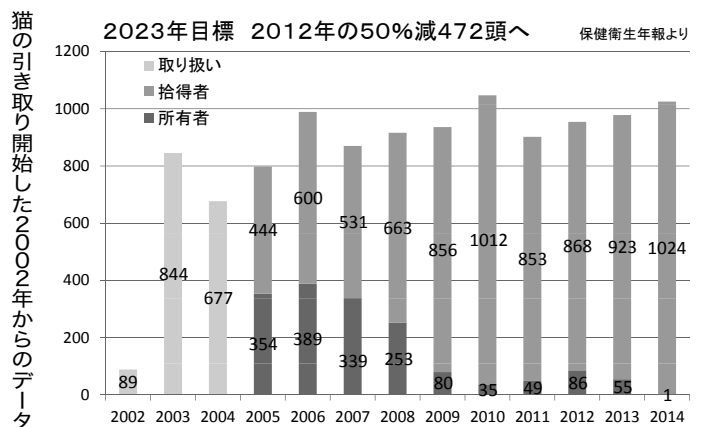
松山市の場合、住基法第11条第1項により法令に定める事務として住所、氏名、生年月日、性別の4情報の請求に閲覧という形で応じています。いくら法令に定める事務といえども、高校3年

生という未成年に一方的に情報を送り付ける目的で利用することを知らず協力するには疑問があります。今年度4,521件の個人情報を提供していますが、例えば、障がいを持っている方かもしれません。悩んだ末にやっと進路を決めてがんばっている時かも知れません。さまざまな状況の子どもたちを個人として尊重するならば、自治体がこのような乱暴な利用に協力することは問題です。

松山市は、個人情報の閲覧は住基法の「国または地方公共団体が法令で定める事務の遂行に必要な場合」を根拠としているといいながら、国などの機関からの請求に応じる義務は課せられていないと答弁します。義務もないのにただ言われるままに協力するのは問題です。個人情報保護条例に基づき、市民の情報を守る側に立ってほしいと思います。少なくとも、何でわが子の情報がこんなことに使われているのだろうという不信への説明責任はあります。今回は、自衛隊愛媛協力本部に対して、案内文に個人情報の入手について具体的な説明を書き加えるよう、申し入れたようです。これは私が提案していた最低のルールです。今後は情報を提供してほしくない人への対応が求められると思います。

野良猫対策、殺すだけが解決ですか？

春になると子猫が生まれ始め、私の周りでも里親探しの情報が飛び交います。保健所に届けると殺処分されるため、個人で里親探しや野良猫の避妊・去勢手術をしている方が相当数いらっしゃいます。行政がこのような市民とつながって野良猫を減らす取り組みにするのも一つの方法ではないでしょうか。市民が保健所で捕獲器を借り、飼い主のいない猫を一時保護して、去勢・不妊手術を行い、もとの場所に戻して、地域猫として見守っていく、手術費用は補助するという千代田区の取り組みを松山市でもやってほしいという声が届きました。やっと国会でも犬猫殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟が発足し、環境大臣に要望書を提出したことが報道されました。2023年（平成35年）に2011年比で50%を減少させる目標を掲げています。松山市として殺処分ゼロを目指してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。



環境省では、野良猫を現状以上に増やさない目的で、「市民が猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行った後、元の場所に戻す」というTNR (Trap Neuter Return) 活動の有効性が認められているので、既存の事業に加えて補助対象や金額の見直し、捕獲器の貸し出しなどについて検討すること。また、地域猫の啓発は今年度中に「地域猫ガイドライン」の策定を予定しており、今後は地域住民の方々に地域猫活動を理解していただくよう、普及啓発、住民同士の話し合いの場の設置など、効果的な方法を検討していきたいとのこと。やっと一歩前進の答弁でした。

その他の質問

フェミリーサポート事業の事故や苦情への対応について、学校生活支援員事業を子ども中心の制度へ改善することについて

中立・公正な教科書採択を行わなかった教育委員5名に辞職を求める決議を提出

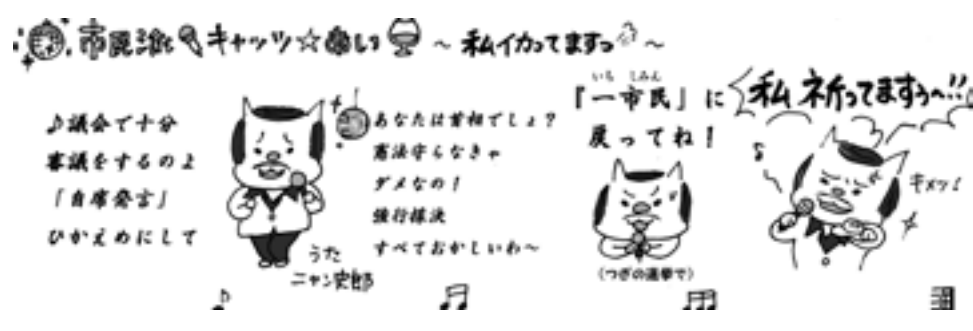
今年度は2016年度から使用する中学校教科書が選定される年でした。松山市では歴史教科書に先の侵略戦争を美化しようとしていると批判の多い育鵬社が採択されました。教育委員会での採択の経過を検証してみました。議事録を見ると内容についての深い審議は全くありません。教育長は「どれも検定を経た教科書である。育鵬社には松山の偉人が取り上げられている。」と選んだ理由を説明します。しかし、学校報告書では「29対0」で東京書籍が選ばれていました。現場の先生たちが調査・研究して出された報告を覆す選定を行うのなら、一つ一つ丁寧な審議が行われるべきです。全くその経過はありませんでした。これでは教育委員の独断といわれても仕方ありません。説得力を持った審議が行われないのは教育委員自身その教科の専門家ではないのですから当然かもしれません。だからこそ、現場の意見が尊重されるべきではない

でしょうか。中立・公正な選定が行われたとは思えません。さらに教育委員には説明責任も果たしていただけません。教育委員は議会の議決を経て選任されますから、同意した私たち議員の責任において、今回「辞職を求める決議」を提出するという苦渋の選択をしました。結果は否決となりましたが、今後は教育委員会をしっかりと見ていかなければならないと思います。早速10月15日、委員会を傍聴しました。この日は教科書採択に関する請願が出されていましたが、驚くことに、請願の趣旨説明もさせない、十分な審議もしないという非民主的な委員会の進め方でした。権威を振りかざしているのか、形骸化しているのか、とても開かれた教育委員会ではありません。引き続き今回の選定に関する説明責任を果たすこと、改めて民主的な教科書採択を行うことを求めていきます。また、未来を担う松山市の子どもたちの教育を左右する教育委員会のあり様にもっとみんなで注目していきましょう。

次回教育委員会の日程
2015年11月26日(木) 9:00～

編集後記

2016年は参議院議員選挙の年です。立憲主義を踏み続ける安倍政権の暴走に待ったをかける動きをこの愛媛でも起こしませんか。みなさん、力をあわせましょう。



「市議会報告」は、年4回発行して掲載しています。ご紹介いただいた方々、お読みください。年2回郵送させていただきます。